



【問合せ先】

第八管区海上保安本部
交通部安全対策課 北見・堀川
電話 0773-76-4100 (内線 2640・2643)

平成 31 年 1 月 4 日

第八管区海上保安本部

平成 30 年における海難発生状況 (12 月 31 日現在速報値)

～人身海難の死者・行方不明者数、過去 5 年間で最少～

船舶海難隻数：169 隻、死者・行方不明者数：2 人

- 船舶事故隻数 95 隻のほか、インシデント 74 隻

船舶海難の特徴

- プレジャーボートによる船舶事故 50 隻が船舶事故全体の 5 割
- 若狭湾海域での船舶事故は、プレジャーボート事故が 6 割、漁船事故が 1 割未満
- 山陰海域での船舶事故は、プレジャーボート事故が 3 割、漁船事故が 5 割
- ミニボートによる船舶事故は過去 5 年間で最多の 13 隻のほか、インシデント 4 隻

人身海難人数：180 人、死者・行方不明者数：59 人

- 人身事故 100 人のほか、その他の人身に係るトラブル 80 人

人身海難の特徴

- 死者・行方不明者数は過去 5 年間で最少の 59 人
- マリンレジャー活動に伴う人身事故では、遊泳中や釣り中の事故が多い
- 若狭湾海域での人身事故は、マリンレジャー活動に伴う事故が 6 割
- 山陰海域での人身事故は、マリンレジャー活動以外の事故が 6 割

「プレジャーボート等」とは、プレジャーボート(モーターボート、ヨット、水上オートバイ等)及び遊漁船をいいます。

「運航不能」とは、船舶の運航に必要な設備の故障等により、航行に支障が生じたことをいいます。

「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。

「マリンレジャー活動」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海浜における余暇活動及びプレジャーボート等による遊走等をいいます。

「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者(自殺、病気を除く)が発生しなかった海難をいいます。

【参考】

民間救助機関のみによる救助隻数を除いた船舶事故及びインシデント隻数（昨年までの計上方法）の合計は 145 隻です。

表 過去 5 年間に於ける船舶事故及びインシデント隻数等の推移

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
船舶	海難隻数（隻）	132	133	138	125	125	145
	死者・行方不明者（人）	4	5	4	10	0	2
人身	海難者数（人）	207	155	187	192	198	180
	死者・行方不明者（人）	92	66	75	70	82	59

民間救助機関のみにより救助した事故を除く

【海難定義の見直しについて】

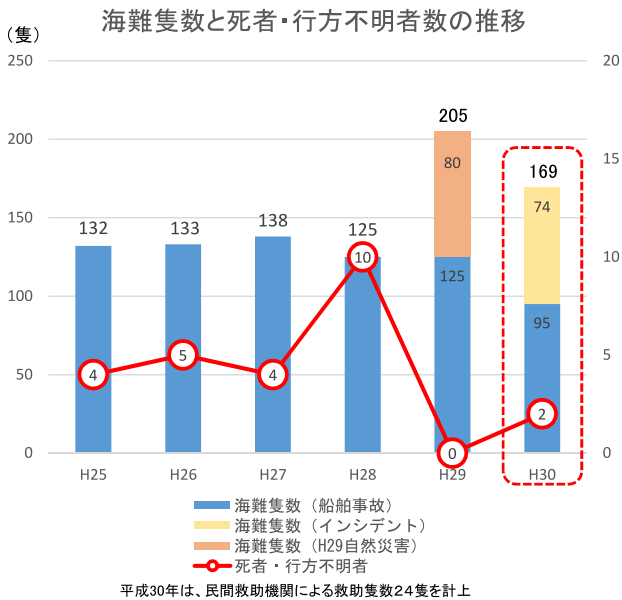
海上保安庁では、平成 30 年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義し、今後は、「船舶事故」・「人身事故」に対策を重点化します。

また、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数・人数に計上していませんでしたが、近年、民間救助機関の体制が整備、拡大され、その取扱い隻数・人数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集し、本年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数・人数も計上することとしています。

本値は速報値であり、平成 30 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日に発生した海難を集計しています。

船舶事故発生状況

- ▶ 船舶海難は169隻で、内訳は船舶事故が95隻(うち民間救助機関による救助隻数8隻)、インシデントが74隻(うち民間救助機関による救助隻数16隻)であった。
- ▶ 船舶海難に伴う死者・行方不明者は2名であった。



5月4日、京都府舞鶴市沖で、プレジャーボートA丸が無人で転覆しているのが発見された。乗船していた男性2名は、いずれも5月27日までに死亡しているのが発見された。

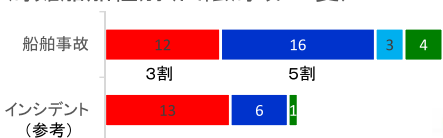


8月24日、京都府宮津市沖の栗田湾で錨泊中の貨物船B号が、台風20号の影響で走錨し、付近の定置網に乗り揚げた。B号は、サルベージ作業船により定置網から離脱した。

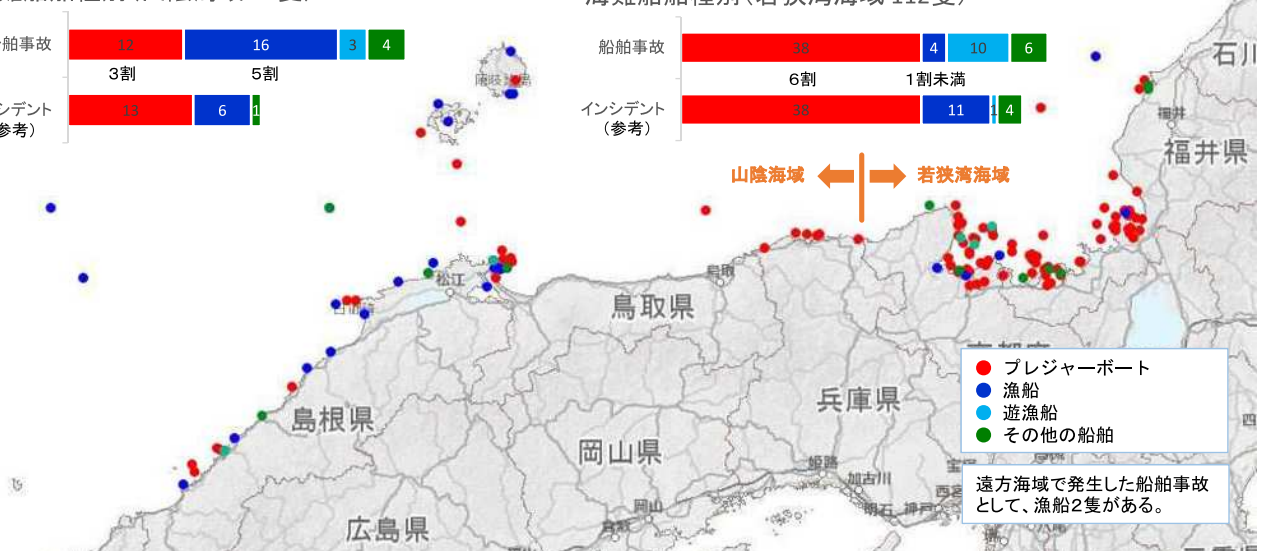
船舶事故発生状況(位置図)

- ▶ プレジャーボートによる船舶事故は50隻で、船舶事故全体の5割を占める。
- ▶ 若狭湾海域での船舶事故は、プレジャーボートによる事故が6割、漁船による事故が1割未満である。
- ▶ 山陰海域での船舶事故は、プレジャーボートによる事故が3割、漁船による事故が5割である。

海難船舶種別(山陰海域 55隻)

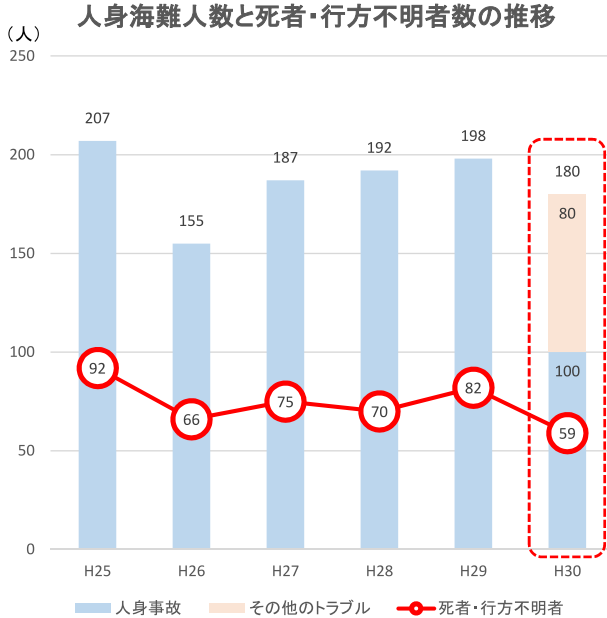


海難船舶種別(若狭湾海域 112隻)



人身事故発生状況

- 人身事故人数は100人で、その他の人身に係るトラブルは80人であった。
- 死者・行方不明者数は、前年比で23人減、過去5年間で最少となった。



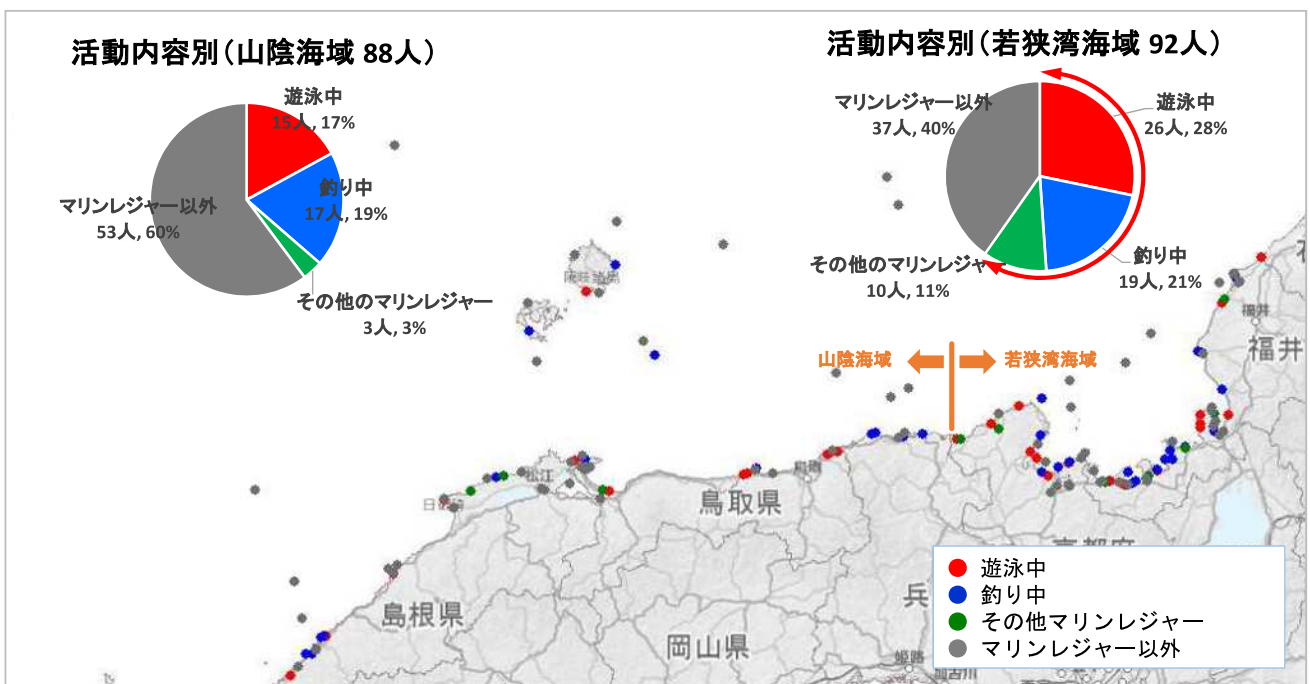
8月14日、京都府舞鶴市の海水浴場で動物型の遊具に乗った8歳女児が風で沖に流され帰浜できなくなった。海岸から数百メートル沖合いで付近航行中のプレジャーボートに救助された。



12月10日、鳥取県鳥取市長尾鼻の磯場で釣りをしていた65歳男性が高波にさらわれ海中転落した。近くで釣りをしていた男性が救助要請し、現場にかけつけた漁船に救助され、病院に搬送されたが死亡が確認された。男性は救命胴衣を着ていなかった。

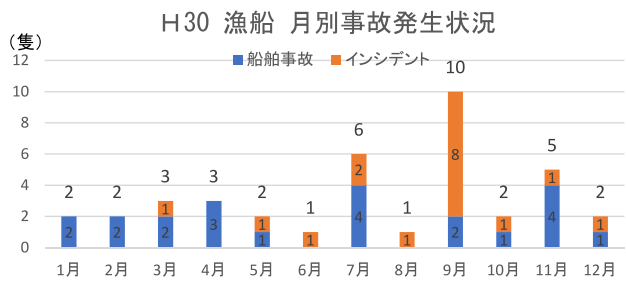
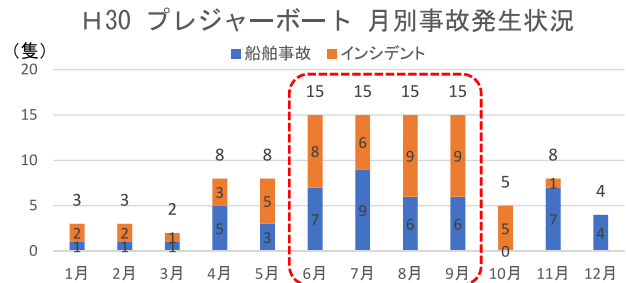
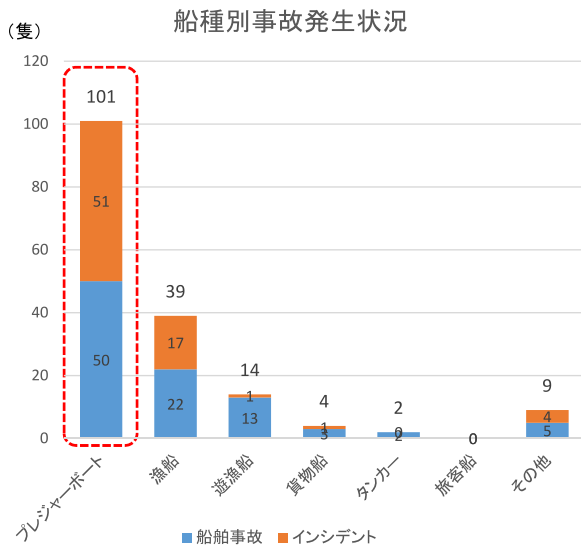
人身事故発生状況(位置図)

- 若狭湾海域では、マリンレジャー活動に伴う人身事故の割合が高く、約6割を占める。
- 山陰海域では、遊泳中の事故よりも釣り中の事故が多い。



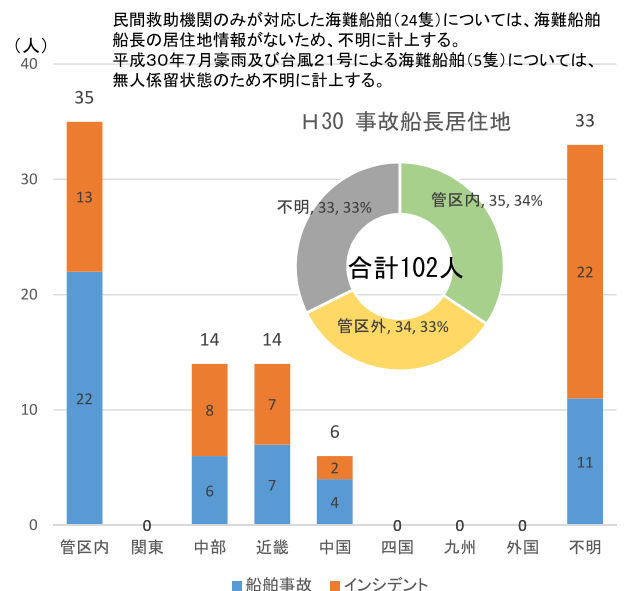
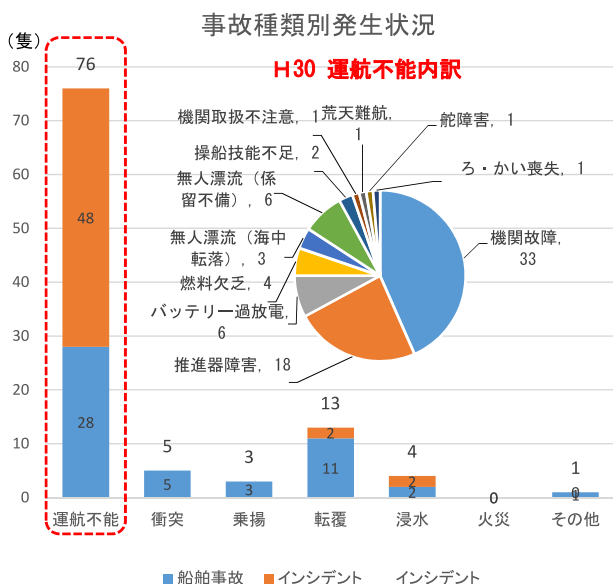
船舶事故発生状況

- プレジャーボートによる海難は、船舶事故とインシデントで5割ずつを占める。
- 漁船による海難は、船舶事故が約6割、インシデントが4割を占める。
- プレジャーボート海難の月別発生状況では、夏季期間中に増加した。



船舶事故発生状況(プレジャーボート)

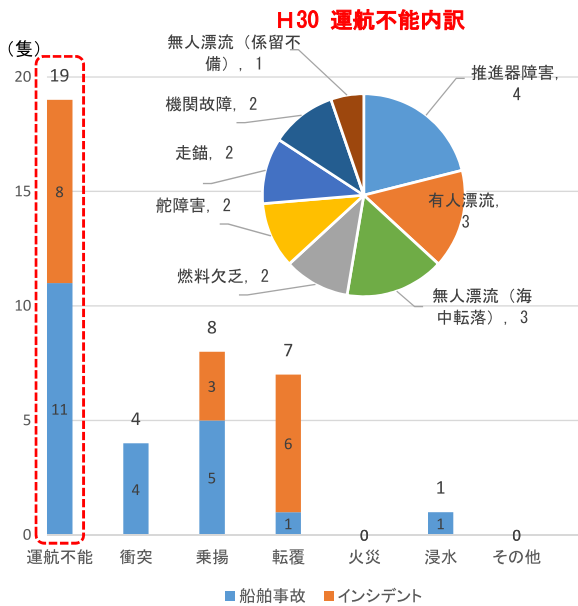
- プレジャーボート事故の種類別では、運航不能(機関故障)が一番多く、運航不能(推進器障害)、転覆、運航不能(バッテリー過放電)の順となっている。
- 船長の居住地は、管区外34人、管区内35人で、数に大きな差はない。
- 管区外の居住地別では、中部地方と近畿地方が同数で一番多く、次いで中国地方の順となっている。



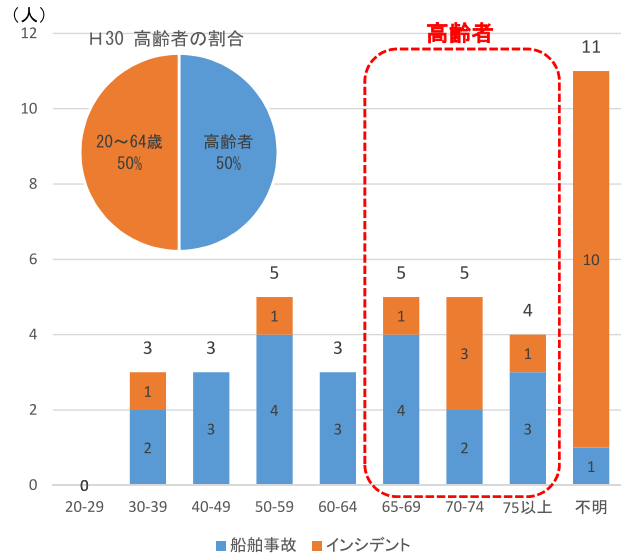
船舶事故発生状況(漁船)

- 漁船事故の種類別では乗揚が一番多く、衝突、運航不能(推進器障害)、運航不能(有人漂流)、運航不能(無人漂流(海中転落))の順となっている。
- 船長の年齢層は、約半分が65歳以上の高齢者である。

事故種類別発生状況



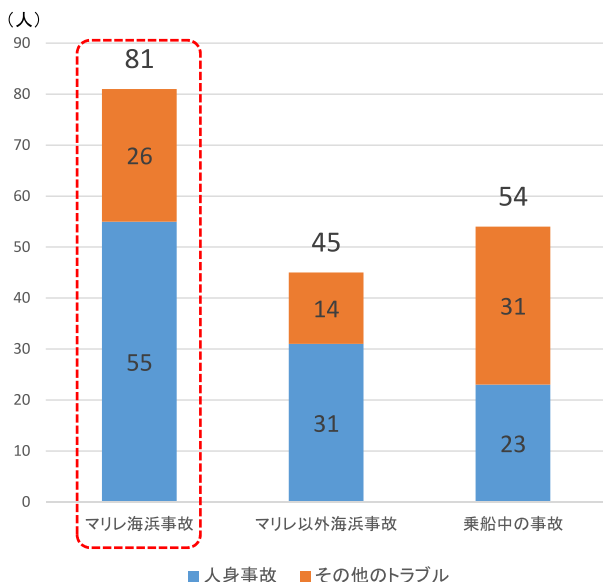
平成30年7月豪雨及び台風21号による海難船舶(10隻)については、無人係留状態のため不明に計上する。



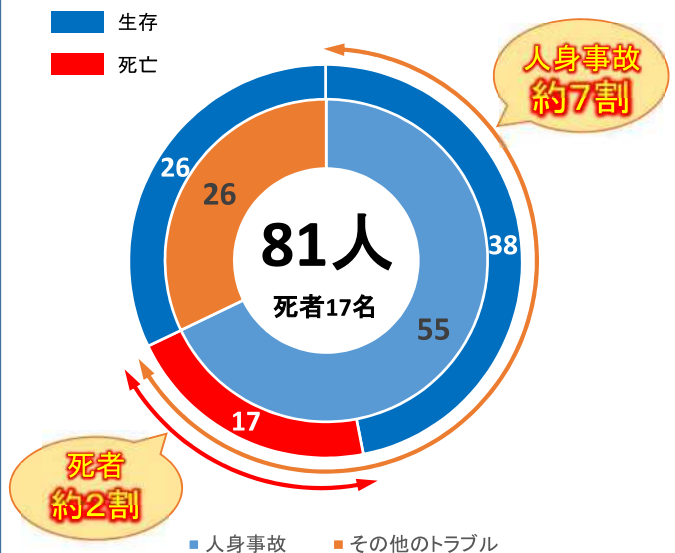
人身海難発生状況

- 平成30年中に発生した人身海難は、マリレジャーに伴う海浜事故が最も多い。
- 全体の約7割が人身事故であり、死亡者は、全体の約2割となった。

平成30年 事故区分別人身海難発生状況

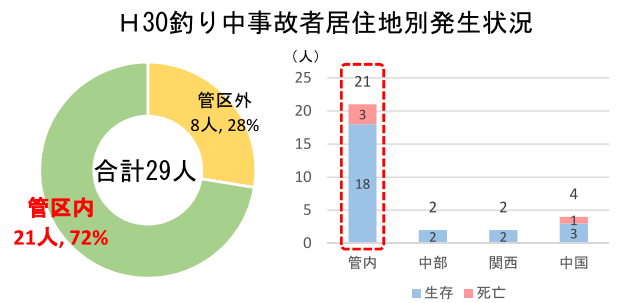
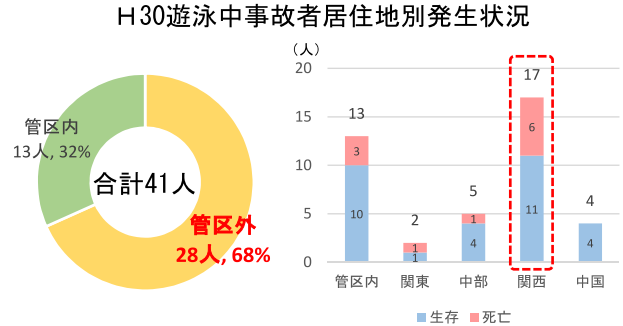
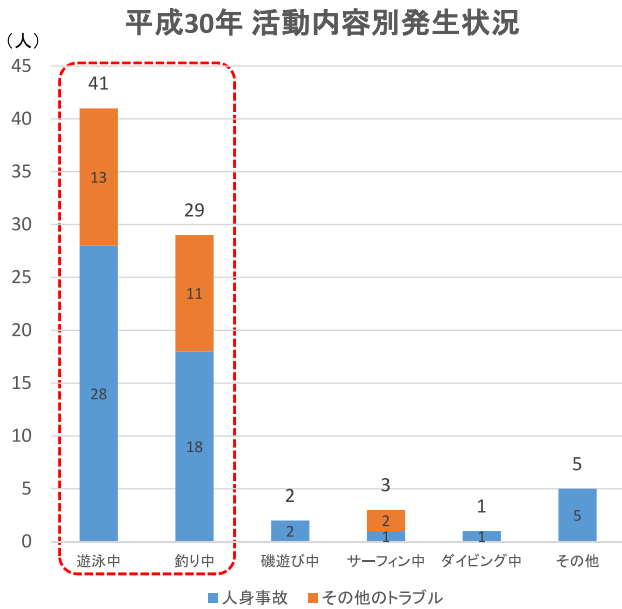


平成30年 マリレ海浜事故死亡者割合



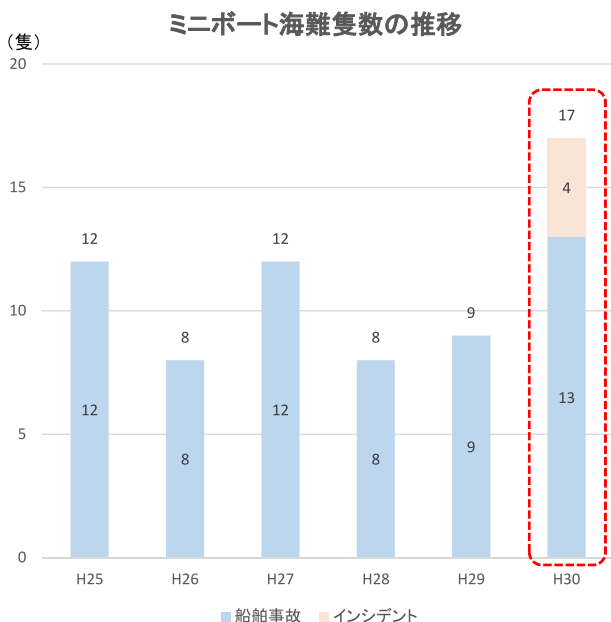
人身海難発生状況(マリンレジャーに伴う海難)

- マリレ海浜事故のうち、大きな割合を占めるのが遊泳中又は釣り中の事故であった。
- 遊泳中事故者は約7割が管区外居住者によるものであり、特に関西(京都府、大阪府、兵庫県南部)からの来訪者による事故が多かった。
- 釣り中事故は、7割以上が管区内居住者によるものであった。



ミニボート海難発生状況

- ミニボートによる船舶事故隻数は13隻のほか、インシデント4隻である。
- ミニボートによる船舶事故隻数は、過去5年間で最多である。



4月30日、男性2名が福井県美浜町沖をミニボートで航行中、波を受けて転覆し、ミニボートに捕まった状態で救助要請があったもの。当時の気象は南の風4.5メートル、波高0.3メートルであった。



12月16日、京都府経ヶ岬沖で、ミニボートに乗った男性から、エンジンが始動できず運航不能であることから救助要請があったもの。当時の気象は南西の風9メートル、波高1メートルであった。

【海難定義の見直しについて】

海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義し、今後は、「船舶事故」・「人身事故」に対策を重点化します。

また、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数・人数に計上していませんでしたが、近年、民間救助機関の体制が整備、拡大され、その取扱い隻数・人数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集し、本年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数・人数も計上することとしています。